

- ◎ 新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案 修正溶け込み後の法案対比表
- 新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）〔抄〕

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律</p> <p>（新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正）</p> <p>第一条 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、…（中略）…「第七十八条」を「第八十条」に改める。</p> <p>本則に次の二条を加える。</p> <p>第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、<u>三十万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>第八十条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一 <u>第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>二 <u>第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせ</u></p>	<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律</p> <p>（新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正）</p> <p>第一条 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、…（中略）…「第七十八条」を「第八十一条」に改める。</p> <p>本則に次の三条を加える。</p> <p>第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、<u>五十万円</u>以下の過料に処する。</p> <p>第八十条 <u>第三十一条の六第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入
 検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくはこれらの規定
 による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
 とき。

(削る)

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一
 部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七条―第六十三条)」を
 「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十
 第十三章 費用負担(第五十七条―第六十三条)

六条の三十九)

に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四
 章」を「第十五章」に、「第八十一条」を「第八十三条」に改め

第八十一条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告
 をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立
 入検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくはこれらの規定
 による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場
 合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処す
 る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一
 部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七条―第六十三条)」を
 「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十
 第十三章 費用負担(第五十七条―第六十三条)

六条の三十九)

に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四
 章」を「第十五章」に改める。

る。

第十二条第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）
- 二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十五条第十二項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十項を第十七項とし、

第十二条第一項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。）において同じ。）」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）
- 二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十項を第十三項とし、第九項

第九項を第十六項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長（次項において「都道府県知事等」という。）」を、「厚生労働大臣」の下に「（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

15 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条中第七項を第十二項とし、同条第六項中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させる

を第十二項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長（次項において「都道府県知事等」という。）」を、「厚生労働大臣」の下に「（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

11 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条中第七項を第八項とし、同条第六項中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させる

おそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、」を削り、「よる質問」を「より質問を受け、」に改め、「調査」の下に「を求められた者（次項に規定する特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第三項（第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。）を含む。）の規定による求めを除く。）に応ずべきことを命ずることができる。

おそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、」を削り、「よる質問」を「より質問を受け、」に改め、「調査」の下に「を求められた者（第七十七条第三号に規定する者を除く。）は、当該質問又は必要な調査」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

9) 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

10) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

11) 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに

感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第十二項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第十二項」に改める。

第十六条の二の見出しを「(協力の要請等)」に改め、同条中「状況」の下に「並びに病原体等の検査の状況」を、「医師」の下に「医療機関」を、「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(削る)

感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。

第十六条の二の見出しを「(協力の要請等)」に改め、同条中「状況」の下に「並びに病原体等の検査の状況」を、「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第五十六条の二第一項中「第七十七条第九号」を「第七十七条

第七十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第十号」に改める。

第七十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号、次条第二項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号、次条第二項及び第七十七条において同じ。）を含む。）

若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十条第四項若しくは第二十六条において準用する同項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十六条第四項の規定により延長された期間を含む。）中に逃げたとき、又は第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三条若しくは第二十六条において準用する第二十三条（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適

第七十三条第二項中「以下この項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（」を「以下同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（」に、「以下この項及び第七十七条において同じ。）を」を「以下同じ。）を」に、「第四十四条の三第一項（」を「第四十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が」に、「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項若しくは第二項」に、「第四十四条の三第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）若しくは第五十条の二第二項の規定による」を「若しくは」に改める。

第七十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十二条第一項」を「医師が第十二条第一項」に、「第四項又は同条第六項」を「第六項又は同条第八項」に、「医師」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「獣医師が第十三条第一項」に、「同条第五項」

用される場合を含む。）又は第四十九条において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたとき。

第七十三条第二項中「準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）」を「準用される場合」に、「（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）を」を「を」に、「第四十四条の三第一項（」を「第四十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が」に、「第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項若しくは第二項」に、「第四十四条の三第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）若しくは第五十条の二第二項の規定による」を「若しくは」に改める。

第七十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十二条第一項」を「医師が第十二条第一項」に、「第四項又は同条第六項」を「第六項又は同条第八項」に、「医師」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「獣医師が第十三条第一項」に、「同条第五項」

を「同条第七項」に、「獣医師」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者であつて」を「場合において、」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置市等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

を「同条第七項」に、「獣医師」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置市等」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者であつて」を「場合において、」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が第十五条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づき政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づき政令によつて適用される場合を含む。）による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五条第三項（同条第五項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づき政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づき政令に

(削る)

第八十一条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とし、第七十九条の次に次の二条を加える。

第八十条 第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十条第四項若しくは第二十六条において準用する同項（これらの規定が第七条第

よって適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十九条中「第七十二条まで」を「第七十一条まで、第七十一条（第一号を除く。）」に、「第七十七条第八号若しくは第九号」を「第七十七条第九号若しくは第十号」に改める。

(新設)

一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三
条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)中
又は第四十六条第四項の規定により延長された期間を含む。)中
に逃げたとき又は第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第
二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十
九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第
三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入
院の措置を実施される者(第二十三条若しくは第二十六条にお
いて準用する第二十三条(これらの規定が第七条第一項の規定
に基づき政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の
規定に基づき政令によって適用される場合を含む。)又は第二十
九条において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を
受けた者に限る。)が正当な理由がなくその入院すべき期間の始
期までに入院しなかつたときは、五十万円以下の過料に処する。

第八十一条 第十五条第八項の規定(第七条第一項の規定に基づ
く政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に
基づき政令によって適用される場合を含む。)による命令を受け
た者が、第十五条第一項若しくは第二項の規定(これらの規定
が第七条第一項の規定に基づき政令によって準用される場合及
び第五十三条第一項の規定に基づき政令によって適用される場
合を含む。)による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答

弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五条第三項（同条第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過料に処する。

第十四章を第十五章とする。

第六十四条の二中「前条」を「第三章（第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 ~~第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条第八項の規定は、施行日以~~

第十四章を第十五章とする。

第六十四条の二中「前条」を「第三章（第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。次条第二項において同じ。）及び前条」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 （新設）

後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等（同条第八項に規定する特定患者等をいう。）について適用する。

2| 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。

第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第七十二条第一号の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用する。